

議案第137号

つくば市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収返還金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収返還金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

つくば市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収返還金の返還を受ける権利の放棄に関する条例（平成24年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第127条第2項」を「第134条第2項」に、「第128条第1項」を「第135条第1項」に改め、同条第5号中「第2条第15項」を「第2条第20項」に、「同条第16項」を「同条第21項」に改め、同条第7号中「第133条第1号」を「第140条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、当該改正箇所を引

用している条文があるためこの条例案を提出するものである。

つくば市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収返還金の返還を受ける権利の放棄に関する条例

(平成24年つくば市条例第15号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(回収返還金の返還を受ける権利の放棄)</p> <p>第3条 市長は、あらかじめ保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が第1号に掲げるものに対して行う不等価譲渡に係るもの又は第2号から第9号までに掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該不等価譲渡又は当該計画が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収返還金の返還を受ける権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 産業競争力強化法第134条第2項に規定する認定支援機関が同法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会の定める事項等に従い行う支援に基づき策定された再生に関する計画</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 産業競争力強化法第2条第20項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第21項に規定する特定認証紛争解決手続により成立した再生に関する計画</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援に基づき策定された再生に関する計画</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(回収返還金の返還を受ける権利の放棄)</p> <p>第3条 市長は、あらかじめ保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が第1号に掲げるものに対して行う不等価譲渡に係るもの又は第2号から第9号までに掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該不等価譲渡又は当該計画が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収返還金の返還を受ける権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 産業競争力強化法第127条第2項に規定する認定支援機関が同法第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会の定める事項等に従い行う支援に基づき策定された再生に関する計画</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 産業競争力強化法第2条第15項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第16項に規定する特定認証紛争解決手続により成立した再生に関する計画</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援に基づき策定された再生に関する計画</p>

(8)・(9) (略)

第4条 (以下略)

(8)・(9) (略)

第4条 (以下略)